

平成20年 第17回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成20年10月9日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

平成20年10月9日

## 東京都教育委員会第17回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第72号議案 東京都公立学校長の任命について

第73号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

(1) ネット・携帯電話に係るトラブル等に関する対応について

(2) 平成20年度全国学力・学習状況調査の結果について

(3) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

委員 長	木 村 孟
委 員	内 館 牧 子
委 員	高 坂 節 三
委 員	竹 花 豊
	(欠席)
委 員	瀬 古 利 彦
委 員	大 原 正 行

事務局 (説明員)	教育長 (再掲)	大 原 正 行
	次長	影 山 竹 夫
	理事	岩 佐 哲 男
	総務部長	松 田 芳 和
	都立学校教育部長	森 口 純
	地域教育支援部長	皆 川 重 次
	指導部長	高 野 敬 三
	人事部長	直 原 裕
	福利厚生部長	秦 正 博
	教育政策担当部長	石 原 清 志
	特別支援教育推進担当参事	高 畑 崇 久
		(欠席)
	人事企画担当参事	中 島 毅
(書 記)	教育政策室政策担当課長	黒 崎 一 朗

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成20年第17回定例会を開会させていただきます。

本日は、竹花委員が所用により欠席でございます。また、瀬古委員も所用により午前11時過ぎに退席ということでございます。

まず取材・傍聴関係でございます。報道関係は、日本教育新聞ほか4社、計5社から、個人は2名からの傍聴の申込みがございましたが、許可してもよろしゅうござい  
ますか。——〈異議なし〉——許可いたします。

冒頭、カメラの撮影がありますのでよろしく願いいたします。

それでは、入室していただいでください。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、内館委員にお願いしたいと存じます。よろしく  
お願いいたします。

## 前々回の会議録

【委員長】 前々回9月18日開催の第15回定例会の会議録については、先日お配り  
いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じ  
ます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、御承認いただい  
たことにさせていただきます。

前回10月2日開催の第16回定例会の会議録は、後日、各委員にお送りいたしますの  
で、次回までに御覧いただきまして、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じま  
す。よろしく願いいたします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第72号議案から第  
73号議案まで及び報告事項（3）につきましては、人事等に関する案件ですので非公

開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、非公開とさせていただきます。

## 委員長職務代理の指定

【委員長】 委員長職務代理の指定でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項に、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。」という規定がございます。現在、内館委員に委員長職務代理第一順位をお願いしておりますが、内館委員の委員長職務代理としての任期が明日の10月10日まででございます。本日、各委員に御了解いただければ、内館委員に更に平成20年10月11日から1年間、平成21年10月10日までの間、委員長職務代理第一順位をお願いしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——よろしくお願ひいたします。

## 報 告

### (1) ネット・携帯電話に係るトラブル等に関する対応について

【委員長】 報告事項(1) ネット・携帯電話に係るトラブル等に関する対応について、説明を指導部長、よろしくお願ひいたします。

【指導部長】 ネット・携帯電話に係るトラブル等に対する対応について御報告申し上げます。

子供の携帯電話を巡る様々な問題を重くとらえ、ネット社会にあつて、子供たちが被害者にも加害者にもならない対策を講じていく必要が東京都教育委員会にもあると考えまして、これにかかわる調査を実施したものでございます。

本調査は平成20年7月に実施しております。調査方法は質問紙法によるもので、調査対象は都内公立学校42校を無作為抽出しました。小学校24校、中学校12校、高等学校4校、特別支援学校2校でございます。

なお、児童・生徒数は1万1,032人で、小学生については、携帯電話を持ち始めると言われている小学校4年生、5年生、6年生を対象として調査しました。中学校については第1学年から第3学年まで、高等学校については定時制を含めて第1学年から第4学年まで、特別支援学校についても同様でございます。保護者については、7,300名に学校を通して質問紙をお送りしてお答えいただく形で調査しました。教員は800名でございます。

結果について御説明申し上げます。

携帯電話保有の割合ですが、小学校については、保有は38.4パーセント、約4割の児童が携帯電話を保持していました。平成19年3月の内閣府による全国調査では、小学生の保有率は31.3パーセントでした。したがって、東京都の小学校の児童はそれを上回る保有状況になっております。

中学校における保有状況ですが、66.4パーセントの生徒が携帯電話を保有しており、内閣府の調査では57.6パーセントですので、東京都の中学校の生徒は相当数上回った形で保有していることがわかりました。

高等学校における保有率は96.2パーセントで、内閣府の調査でも96パーセントでした。

調査結果で驚く点はフィルタリングの有無で、小学校では「フィルタリング無」が約6割、中学校の場合も「フィルタリング無」が約7割、高等学校の場合は約8割強がフィルタリングを付けていませんでした。

**【瀬古委員】** フィルタリングとは何ですか。

**【指導部長】** 有害情報にアクセスできないようにする仕掛けでございます。

また、子供の一日の携帯電話の利用状況は、平均ですが、携帯電話を電話としての機能よりも、メール、サイトの利用の機能で使用している状況が多いことがわかりました。併せて、男子よりも女子のほうが携帯電話を利用していました。携帯電話を、いわゆる情報端末として利用している実態が明らかになっております。これについては、平成11年度以降、携帯電話が電話機能ではなく情報端末機器として、インターネットやメールができる状況になってきたことに対応しているのかもしれませんが。

携帯電話の保有率について御覧いただきますと、特に校種の切り換えの時期、つま

り中学校1年生、高等学校1年生のところで大幅に保有率が伸びております。

続いて、報告資料(1)の右側を御覧ください。「メール、ネットの利用者では、およそ小学生の10人に1人、中学生の4人に1人、高校生の10人に3人、特別支援学校の児童・生徒の5人に1人が、ネット・携帯でのトラブルを経験している。また、トラブル内容は多種多様である。」と書いてあります。

ネット・携帯でのトラブルの経験についての質問に対し、小学校について、「有り」と答えている率が12パーセントあります。携帯電話を保有している約4割の児童のうち12パーセントがトラブル有りと答えているので、東京都内の公立小学校の児童約56万人のうち約2万7,000人はネットでのトラブル経験があることとなります。

中学校については、トラブル経験有りが23.4パーセントです。東京都内の公立中学校の生徒数は約22万人ですので、22万人のうちの携帯電話を保有している約7割のうちの23パーセント、約3万5,000人がネットでのトラブルを経験していることとなります。

高等学校については、トラブル有りと答えている生徒が約30パーセントです。東京都内の公立高等学校の生徒数は約13万人で、携帯電話の保有率が98パーセントとほぼ100パーセントに近いので、約13万人の高校生のうち約3万8,000人はトラブルの経験を有している形になっております。

特別支援学校については、約9,000人の児童・生徒がいますが、携帯電話を保有している53.8パーセントのうち、21パーセントの児童・生徒がトラブル経験有りと答えております。

トラブルについての詳細は、次の別紙1に記載してあります。小・中・高・特別支援学校ごとに区分してあります。「メールでの悪口・個人攻撃を受けた」、「チェーンメールを流された」、このチェーンメールというものは、昔の「不幸の手紙」と同じようなもので、このメールを何十人に流さないと、あなたにすべて携帯電話の使用代金が請求されるなどといったような内容のもので、これも非常に多くなっております。

「プロフィールサイトに<sup>ひぼう</sup>誹謗・中傷・画像が掲載された」とありますが、プロフィールサイトは、児童・生徒が自由に自分のニックネーム、生年月日、住所、趣味、好

きな教科、嫌いな教科、あるいは、熱中していることなど様々なことを書き込む形でプロフィールを作ります。そのプロフィールサイトには自分の写真を載せることもできるし、他人の写真も載せることができるなど、自己紹介のサイトになっていますが、この中で、無断で写真が掲載された、キモい、ウザいなどといった誹謗・中傷が掲載されたということが多く見られます。

「学校裏サイトに教員や学校への誹謗・中傷があった」の数は、資料に示しているとおりです。

「アダルトサイトからわいせつ画像等が送られてきた」、「出会い系サイト被害に遭った・会いそうになった」については、出会い系サイトの場合は、「おもしろ半分、出会い系サイトに会員登録したら、『金額を振り込まないと、規約に基づき法的手段を行う』という脅しのメールが届いた。（高校生）」というようなものです。

また、「個人情報（メールアドレス・パスワード等）を悪用された」という件数も多くなっておりませんが、「自分は絶対教えていないのに、あまり普段付き合っていない人からメールが来た。だれが教えたのか、まだわからないのはいや。（小学生）」というもので、子供たちの間で流行している「なりすましメール」というものであろうかと思います。

「有害サイト（自殺誘因・犯罪誘因等）での影響があった」については、「『自殺したい』と書いている人がたくさんいるサイトがあった。読んでいるうちに気持ち悪くなった。（中学生）」という例がありました。

「アルバイト紹介サイトで被害に遭った・会いそうになった」については、「『おこづかいが欲しいのならよいアルバイトを紹介する』とメールが来て、風俗店を紹介された。（中学生）」という例がありました。

「ゲームサイトで被害に遭った・会いそうになった」については、「『7が揃えば100万円』というネットゲームで遊び、画面のアドレスを送信する指示に従って操作したら、出会い系のサイトに転送され仮登録されてしまった。（中学生）」といった例がありました。

「コミュニティサイトで被害に遭った・会いそうになった」については、「掲示板でやりとりして仲良くなったが、強引に会う場所と時間を指定され、しつこくメール



された（高校生）」という例がありました。

被害の状況は多岐にわたっております。

一方、保護者にも調査をしておりますが、保護者と子供の認識には乖離<sup>かい</sup>があります。自分の子供がルールを守っていると考えている保護者は69.4パーセント、約7割です。児童・生徒に調査してみると、「決められたルールを守っている」は47.1パーセント、5割弱という結果で、ここでも認識の乖離<sup>かい</sup>や使用の乖離<sup>かい</sup>が生じていました。また、保護者のほうは「ルール無し」が17.9パーセントとなっておりますが、子供のほうは42.9パーセントが、「保護者とルールを決めていない」と答えております。

トラブルについての児童・生徒と保護者の認識の乖離<sup>かい</sup>については、携帯電話を保有している小学校の児童のうち11.9パーセントがトラブル経験有りと答えているにもかかわらず、保護者が認識しているのは3.5パーセントで、認識の差は8.4ポイントあります。同じく中学生について確認したところ、23.4パーセントの中学生が被害があると答えているにもかかわらず、保護者のほうは12.5パーセントということで、約半分の保護者しか認識していません。高等学校についても同じように、携帯電話を保有する高校生のうち29.2パーセントがトラブル経験有りと答えているのに対して、保護者が知っているのは10パーセント強です。特別支援学校についても同様の傾向があります。

再度、資料の1ページ目にお戻りください。教員は「子供のネット・携帯に係るトラブル等について十分把握できていない。」、「課題意識は持っているが、トラブルの対応に困っている。」など、対応に苦慮している状況がありました。学校裏サイトの認識度について調査したところ、教員の約75パーセントが、「見たことがない」、「よく知らない」と答えております。併せて、ネット・携帯の対応への意識について教員に調査したところ、「困っている」と答えている教員が66.8パーセント、約7割です。「困っている」の内訳ですが、トラブルへの対応の仕方がわからない教員が56パーセント。インターネット、携帯電話利用の指導の仕方がよくわからない教員が40.1パーセントになっております。

「携帯ネットへの課題意識」についての調査では、教員の約96パーセントが喫緊の課題、重要な課題としてとらえております。ただ、学校裏サイトについては約75パー

セントがよく知らない、見たことがないと答えております。

「ネットトラブルへの対応」としては、他の教員に相談して解決を図ろうとした、管理職に相談して解決を図ろうとしたという回答が多くなっております。

資料の4枚目は参考資料で、子供が多く使っているサイト、携帯電話の利用について決めているルールを記載してあります。ルールについては、保護者から聴取したもので、利用する時間や料金の上限、メールしてよい範囲等について定めているようでございます。

こうしたことから、東京都教育委員会としての今後の新たな取組として、まず今お示した携帯電話利用についての実態調査について、これをすべて明らかにし、各学校に意識啓発を図っていきたいと考えております。

2点目は「携帯電話利用についてのアピールの発出」で、これは後ほど御議論いただければと思います。

3点目は、子供の携帯電話等の利用に係る取組ということで、「ネット被害から子供を守るために」という指導資料を作成し、各学校に配布する予定でございます。

4点目は、「アピール」と資料に基づき、全公立学校で、帰りのホームルームや学級活動の中で、このネット被害の状況について子供たちに語りかける授業をきちんと行ってまいります。

最後の5点目は、専門家の協力を得ることを視野に入れて、学校裏サイトの監視あるいは内容把握など、具体的な被害やトラブルを防ぐ対策を今後検討すべきと考えております。

次に、「子供の携帯電話利用についてのアピール」についてでございます。緊急にこのアピールを発出し、子供たちがこれだけ被害に遭っていることを踏まえて、東京都教育委員会としての姿勢をきちんと世間に示していかなければいけないという判断に立ち、「子供の携帯電話利用についてのアピール」をつくらせていただきました。これは東京都教育委員会として発出していくものでございます。

「はじめに」として、子供たちが携帯電話を利用することが被害者になったり、加害者になったりすることがあってはならないと考えるということ、あるいは、前段には、インターネットや携帯電話の利用により、生命の危険や深い心の傷を受ける被害

が発生していること。メールでいじめられて、友達と楽しく学校生活を送れなくなったり、メールに夢中になって勉強ができなくなったりしている児童・生徒もいるという実態について書かせていただいております。

具体的な本文ですが、児童・生徒と保護者、教員と関係事業者あてにアピールを发出するものでございます。

児童・生徒向けのアピール文を読み上げさせていただきます。

児童・生徒の皆さんへ

－携帯電話の利用は慎重に－

今、多くの子供たちが携帯電話を利用しています。ところが、皆さんも知っていると思いますが、携帯電話には、皆さんに見てほしくない、危険な情報がたくさんあります。それを見たために、犯罪に巻き込まれた子供たちもたくさんいます。実際どのようなになっているのか、東京都教育委員会では、この夏、皆さん方の一部の方や保護者、先生にも御協力いただき、調査をしました。その結果などを見て、私たちは、皆さんや保護者の方にも、携帯電話の問題で、私たちの意見を是非お伝えしたいと考えました。

私たちは、携帯電話にあふれかえっている、あなた方に見てほしくない情報など無くしてしまいたいと思っておりますが、それはすぐにできることではありません。皆さんを危険から守ることは私たちだけではできないのです。また、私たちは皆さんが携帯電話でメールを盛んに利用していることを知っています。中には食事中や深夜にもメールの対応に追われるなど、メールに振り回されている人も少なからずいます。それにメールがいじめや友達の悪口をいうことに使われたり、プロフィールサイトなどで自分や他人の大切な情報（個人情報と言います。）を不注意に出してしまうケースもあります。私たちは、皆さんが、できればお互いの顔を見て、声を聞いてコミュニケーションをしてほしいと願っています。メールは思いがけないトラブルを引き起こすこともしばしばあり、また、メールがあなた方の生活を支配してしまいかねないと心配しているのです。

そこで、皆さんに、携帯電話をめぐる様々な危険から自分で自分を守ることをお願

いしたいのです。そのためには、まず、必要のない限り、携帯電話は持たないようにしましょう。どうしても持つ必要があるときには、必要最小限の機能をもつ携帯電話を選びましょう。また、インターネットにつながなければならないときには、必ずフィルタリングを付けましょう。そして、携帯電話やインターネットの良い点、悪い点をもっと勉強しましょう。

私たちは、皆さんが、今の時期に、一人前の社会人になるために、もっと勉強し、もっと身体を鍛えてほしいと思っています。携帯電話の利用によって、今あなたがやるべきことを妨げられたり、危険に巻き込まれたりするようなことがあってはならないと考えています。ですから、皆さんにも、携帯電話の問題を簡単に考えず、みんなが持っているから、おもしろそうだから、持っていないと仲間はずれになりそうだからといった理由だけで、決めてしまわないで、「少し待ってみよう、自分で十分使いこなせるようになるまで。便利なものには危険もあるのだから、できるだけ危険は避けよう。」と考えてほしいのです。

このことは、皆さんの保護者にも伝えていきます。家庭でこの問題をよく話し合っほしいと思います。そして携帯電話を利用する場合には、その使い方などについてルールを作るようにしてほしいと思います。もし、心配なことがあったら、一人で悩まず、すぐに保護者や先生に相談しましょう。

皆さんが、私たちの思いを受けとめてくれることを願っています。

平成20年10月9日

東京都教育委員会

裏面には、どれくらい被害に遭っているのかなど、本文中に\*印が付いている部分について子供たちに紹介しているものでございます。

2枚目は「保護者の皆さんへ」というアピールです。子供が持ちたがる場合には、その必要性をよく御判断いただき、もし持たせる場合でも必要最小限の機能を持つものや、フィルタリングのついたものを持たせるようにしてください。また、携帯電話を学校に持ち込ませないなど、授業等の妨げにならないようにお願いします。

なお、子供たちに携帯電話を持たせる場合にはその必要性についてよく子供と話し

合いをし、その使い方についてルールづくりをするようにしてくださいというものでございます。基本的には、子供に訴えかけているものが前半に来ております。

裏面は、本文中\*印を付した項目の詳細が載っております。特に家庭でのルールづくりに関しては、青少年・治安対策本部で、特に心の東京革命推進協議会で作成した「ファミリールール」を活用していただき、家庭でのルールづくりをして欲しいと訴えかけております。

次に、「先生方へ」と題したアピールについては、基本的には、児童・生徒、保護者に対してアピールを発していることを踏まえて、特に、各学校においては、このアピールに示した内容を踏まえ、児童・生徒の携帯電話の学校への持込みを禁止するなど、授業等の妨げにならないような明確な措置を講ずるとともに、携帯電話を持っている児童・生徒にはフィルタリングを設定することの必要性と、家庭でのルールづくりの大切さを理解させてほしいという内容になっております。

最後に「関係業者の方へ」ということで、現在、東京都内には、調査によると携帯専門店が649、家電量販店が398、合計で約1,047の携帯電話を取り扱っている事業所があるようですが、そうしたところにこのアピールを配布していきたいと考えております。

特に、「製造業者の方へ」、「販売業者の方へ」、「インターネット管理会社の方へ」と3点に分けて示しております。製造している会社の方へは、必要最小限の機能を持った携帯電話を更に開発してほしいこと。現在でも子供用の携帯電話はありますが、数が非常に限られています。販売業者の方については、有害サイトアクセス制限サービスなどを付けるような啓発活動を一層進めてほしいこと。インターネット管理会社の方には、誹謗・中傷の書き込みは、早急に削除する対策をとってほしいということをお願いしたいと思います。

参考として、平成20年6月11日に国会において成立した「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」も付けております。この法律の眼目は、18歳未満はフィルタリングの義務付けを携帯電話会社に課していることです。

以上のようなアピールを発し、各学校できちんと授業を行い、情報モラル教育を一

層進めていくことを通じて、子供がいじめ等の被害に遭わない対策を講じてまいりたいと思います。

以上です。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見がございますか。

【内館委員】 つくづく嫌な世の中になったという気がします。ここに書かれていることは本当にもっともだと思えますし、「児童・生徒の皆さんへ」の文章も、まさにこれを伝えるしかないと思います。

問題は、これだけきちんと書かれたものをどのようにして具体的に進めていくかということです。本来、フィルタリングで見られなくなる部分が子供にはおもしろいわけで、恐らく、調査ではルールを決めていると答えている家庭にしても、親から「悪いサイトはのぞいてはだめよ」と言われて、子供は「うん、わかったよ」と答えて、これで「ルールを決めている」ということになっているのだらうと思います。そうすると、これを守らないのは当たり前という状態になってきますので、今度はこれを具体的にどのようにしていくかが一番問題です。今のこの段階では問題提起だらうと思います。

この文章を読んでいて、全くこのとおりだと思います。ただ、要は、女の子のことでばかりしか考えていない、体力があり余っているような17歳の男子に向かって、その体力はスポーツをすることで発散しましょうと言っても、なかなかそうはいきませんね。それと同じで、これを具体的にどうしたらいいのだらうかということは、もう一回考えなければいけないのではないかと思います。

基本的には、これは本来は学校の先生の仕事ではないと思います。こんなことまでさせられるのは本当に大変です。ただ、学校裏サイトなどがあるので、先生のところに入ってくるということはあると思いますが、何かもっと法律を厳しくしたり、最低限の機能が付いた携帯電話しか売らず、証明書でちゃんと買わせるなど、そういうことをしないと、アピールをいくら出してもその場限りになってしまうのではないかという気がします。

【高坂委員】 何らかの規制を厳しくしていかなければしょうがないと思います。私は、先々週、南米の経済人会議に出席しました。そこに出席していた人にマサチュ

一セツ工科大学のIT関係の先生がおり、100ドルくらいのパソコンが中南米のあちこちで売っていて、そういう安い小型のコンピュータを全員に持たせているというお話がありました。それを活用するには、やはり先生がしっかりしないといけない、でも、なかなか難しいという議論がそこでも出ました。

「児童・生徒の皆さんへ」というアピールの文章は、基本的にはこれでいいのですが、小学生、中学生、高校生、全員に同じ文章で出すのでしょうか。

【指導部長】 はい。

【高坂委員】 内容は同じでも、小学生にはもう少しわかりやすくし、高校生にはもう少し厳しい文章にするなどのことはできないのでしょうか。

それから、全国学力・学習状況調査の結果を見ていたら、「携帯電話で通話やメールをしていますか」という質問があって、「ほぼ毎日している」、「時々している」、「全く、または、ほとんどしていない」、「携帯電話を持っていない」の4つの選択肢がありました。多少の差かもしれませんが、携帯電話を持っていない生徒の平均正答率が一番高くて、「ほぼ毎日している」と答えた生徒の正答率が一番低いので、こういう全国調査の結果をどこかに入れられないのでしょうか。少なくとも保護者はすぐに学校の成績と結び付けますから、携帯電話を毎日利用している子供は成績が悪いと思ってもらっただけでも効果があるのではないかと思います。少し検討していただきたいと思います。せっかくこういう立派な調査を政府が行ったわけで、これをどうするかなどいろいろ議論はありますが、有効に使うには、そういう使い方もあるのではないかと思います。

以上です。

【委員長】 今の高坂委員の御指摘に賛成です。いつも申し上げていますが、学力調査では、生活習慣が身に付いている子供は成績が良いという結果が出ており、それにより生活習慣は大切だと考える保護者が増えているという結果が出ています。その結果でしょうか、生活習慣を身に付けた子供が増えています。そのようなこともありますので、今の高坂委員の御意見については賛成です。保護者に対するアピールにだけでもそれを入れたらいいと思います。

【瀬古委員】 ネットや携帯電話の問題は、日本において突出して起こっている問

題でしょうか。

【委員長】 欧米では、子供の携帯保有率は低いと思います。稼ぎのない子供に親が買い与えるという習慣は欧米ではあまりありません。

【瀬古委員】 十数年前に香港に行ったら、固定電話があまり発達していなかったもので、香港の人はみんな携帯電話を持っていました。

これは日本が突出したことではないのですか。

【指導部長】 日本、韓国などでは児童・生徒の携帯電話保有率が高いと聞き及んでおります。

先般、ある放送局で報道されていた番組によりますと、やはり韓国でも同じような問題が起きており、韓国の場合は、親が、自分の子供が携帯電話を使って何を見ているかを監視できるシステムがあるということでした。韓国でも同じような問題が起きているという報道内容でした。

【瀬古委員】 私には4人の子供がいますが、携帯電話は持たせていません。

携帯電話を3人も4人も持っていたら、料金はいくらかかりますか。高額になるのではないですか。

【指導部長】 いわゆるパケット通信料を含めて平均5,000円くらいが多いと思います。

【瀬古委員】 我が家は使っていないのでわかりませんが、親がよく支払ってあげていると思います。

我が家は、携帯電話を持つのであればアルバイトをして必ず自分のお金で料金を払え、親は払わないと言っています。子供たちはスポーツをしているのでアルバイトをする暇がなく、携帯電話を持ってないのです。我が家の子供たちは携帯電話を持ってなくても普通に過ごしていますから、携帯電話はなくてもいいのではないかと思います。

また、うちの選手でも、監督の話を聞きながらメールを打っていますので叱ることがありますが、使い方の常識なども当然親が教えなければいけないと思います。

【内館委員】 以前、自動車運転免許の更新の講習会で、自動車事故の事例を具体的にたくさん見せられると怖くて車の運転ができなくなるという話をしましたが、実



際に殺されてしまったりという例があるわけですから、そういう恐ろしい例が具体的に示されたりすると、子供たちも怖いと思うだろうと思います。例えば、「児童・生徒の皆さんへ」の中に、「持っていないと仲間はずれになりそうだからといった理由だけで決めてしまわないで、『少し待ってみよう、自分で十分使いこなせるようになるまで。便利なものには危険もあるのだから、できるだけ危険は避けよう。』と考えてほしいのです。」と書いてありますが、絶対に考えないと思います。十分に使いこなせるまで待ってみようというよりも、使いこなせると思ってしまうでしょう。

ですから、やはり成績のことや危険なことなど、具体的な事例をこれに付けてアピールするほうがいいのではないのでしょうか。

**【指導部長】**　今までにいただいた御意見や、今、内館委員から御指摘があったものについては、このアピールとは別に指導資料をつくりますので、そうした情報を具体的に示しながら、きちんと注意喚起を図っていきたくと考えております。できれば、児童・生徒だけではなく、保護者の方や先生方にも、こういうサイトがあって、児童・生徒はこういうものを見ているのだということについても、本当ならば示していければいいと考えております。

具体的な指導内容については、今後、「アピール」とは別に速やかに作成して、またリーフレットを作成してまいりたいと思いますので、そこで反映させていきたいと思っております。今、全国学力・学習状況調査の件も出ましたが、それも併せてそうしたところで紹介していく形をとらせていただければありがたいと思っております。

御意見にもありましたように、子供が携帯電話を持つ理由は、親が、自分がいなくてもこの携帯電話で遊んでいてねということもあるやに聞いております。携帯電話は、ゲームサイトや音楽のダウンロードなど様々なことができますので、家庭環境の問題、社会構造の問題の中で、子供が一人ぼっちになってしまうということで買い与えているケースがあると報じられている例もありました。

いずれにしても、小・中学生には携帯電話は必要ないことをできるだけ訴えかけるとともに、高等学校では、携帯電話は学校に持ち込まないことを徹底して実施してほしいというアピールを発することによって、学校の先生方も困っておりますので、肩を押してあげる取組になるのかと考えております。

【高坂委員】 なぜ持たせているのかという母親の話を聞くと、特に女子の場合は行き帰りの危険防止のために、携帯電話を持って話をしているふりをしているだけで狙われないということをしていましたので、そのようなこともどこかで配慮してもらえればと思います。

【委員長】 通話機能よりもメール機能が問題ですね。中央教育審議会での心の教育について検討したときに、私どもはテレビのフィルタリングについて訴えたのですが、全く問題にしてもらえませんでした。しかし、内館委員もおっしゃいましたように、法制化することが大事だと思います。子供には少なくともフィルタリング機能が付いた携帯電話しか持たせないようにすべきです。今の世界の傾向を見ていると、保有率は東アジアが突出していますが、ヨーロッパでも子供の保有が増えており、完全に持たせないようにするというは無理になってきているようです。ということで、持っても害がないような携帯電話にしていく努力を、国としても行っていかなければいけないと思います。

何ととっても大切なのは、関係事業者へ向けてアピールしていくことだと思います。この点はよろしくお願いします。

【指導部長】 本日の教育委員会終了後に、この件についてはプレス発表させていただくとともに、各学校に通知してまいりたいと思います。

【委員長】 この文章ですが、小学校低学年の児童にこの文書を渡しても理解できないと思われるので、考慮いただきたいと思います。

もう一点、「フィルタリングを付ける」という表現は適当ではありません。「フィルタリング機能を付ける」とするなど、文章を工夫していただきたいと思います。

【指導部長】 はい。

【委員長】 それでは、本件については、よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——では、本件については、報告として承りました。

いろいろ工夫しなければいけないことがあります。当面は徹底して広報活動を行うこと以外にはないのではないかと思います。よろしく願いいたします。

## (2) 平成20年度全国学力・学習状況調査の結果について

【委員長】 報告事項（２）平成20年度全国学力・学習状況調査の結果について、説明を、指導部長、よろしくお願ひいたします。

【指導部長】 平成20年度の全国学力・学習状況調査の結果について御報告申し上げます。

本年4月22日に実施された平成20年度全国学力・学習状況調査の東京都の結果について御報告させていただきます。文部科学省が、児童・生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につなげることを目的として実施したもので、この中で特に東京都の調査結果を報告書にまとめたので報告するものでございます。

「1 調査の実施概要」ですが、調査の対象学年は、小学校第6学年、特別支援学校小学部第6学年、中学校第3学年、中等教育学校第3学年、特別支援学校中学部第3学年です。

調査の内容は、教科に関する調査として、主として「知識」に関する問題、これは国語A、小学校6年生は算数A、中学校3年生は数学Aでございます。俗に「A問題」と言われているものと、主として「活用」に関する問題ということで、国語B、算数B、数学Bに分かれております。A問題は、身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容であり、実生活において不可欠であり、常に活用できるようにになっていることが望ましい知識・技能などを中心に出題しております。B問題は、実生活の様々な場面に活用する力などを見る問題となっており、特に、課題解決となるための構想を立てることができるかというような視点で問題が出されております。

国の調査は、こうした、いわゆる知識活用に関する教科の調査以外に、生活環境や学習環境に関する質問紙調査も併せて行っております。児童・生徒に対する調査として、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査を、小学校、中学校ともに行っております。また、学校に対する調査として、校長を回答者として、指導方法に関する取組、人的・物的な教育諸条件に関する調査を行っております。

調査日は、平成20年4月22日です。

調査を実施した東京都の公立学校の実数は、小学校、特別支援学校小学部の全校、

児童数は8万7,874人、中学校調査も全校で630校、中等教育学校3校、特別支援学校  
中学部12校、生徒数は6万9,199人となっております。

次に、「2 教科に関する調査結果の分析と考察」です。小学校の調査結果の平均  
正答率ですが、国語A、国語B、算数A、算数Bについては、全国平均正答率よりも  
東京都の平均正答率はすべて高くなっております。平成19年度の結果も同じような状  
況でした。

特に課題となっている問題の二つの例について御紹介いたします。設問ごとの詳細  
は報告書に詳しく記されておりますが、ここでは、小学校について二つだけ取り上げ  
ます。

「活用」の国語Bの問題です。「図書館だより★5・6月号」が示されております。  
その中の様々な情報から必要な情報を取り出せるかどうかという設問です。設問の概  
要にありますように、「六年生の木村さんは」と書いてあるとおり、登場人物は6年  
生です。6年生が相談できる曜日と時間帯を適切に見つけ出すことが求められていま  
すが、両方を見つけ出すことができた児童は46.2パーセントでした。これについては、  
「図書館だより」には、開館時間、曜日、読書相談日、本の貸出し、本を探すとき、  
どのくらいの本を読んでいるか、また、行事の紹介など、多種多様な情報が載ってい  
ますが、この問題では、「六年生の木村さんは、右の『図書館だより』の内容をみて  
メモを取りました。ア・イに入るふさわしい言葉を書きましょう。」という設問で、  
「図書館だより」を見ると、金曜日の午前9時から午後8時までの間に相談すること  
ができるというものが正答になります。

続いて、小学校算数の具体例で、「知識」を問う算数Aの問題です。出題の趣旨に  
示してあるように、「面積について感覚が身に付いているかどうかをみる。」という  
ものです。設問の概要は、「約150cm<sup>2</sup>の面積のものを下の1から4までの中から1つ  
選びましょう。」で、1は「切手1枚の面積」、2は「年賀はがき1枚の面積」、3  
は「算数の教科書1冊の表紙の面積」、4は「教室1部屋の床の面積」でございます。  
正答は年賀はがき1枚の面積ですが、東京都の場合、正答率は21.5パーセントでした。

この調査結果から、面積の感覚が身に付いていないのではないかと、特に面積の感覚  
育成には長さの感覚を身に付けることが大切であると考えております。15×10は150

ということで、15センチメートル、10センチメートルのものはどういうものなのか、そうした長さの感覚が身に付いていないということがあるので、長さの感覚を身に付けることが大切と考えております。児童が日常よく使用する教科書やノートの縦と横の長さを基に、いろいろな物の大きさについて低学年から見当をつけられるように指導することが大切であると、改めて感じたところでございます。

中学校の各調査の平均正答率を小学校と同様に記載しておりますが、国語Bについては、全国平均を若干上回っておりますが、他の国語A、数学A、数学Bについては、全国平均を下回っております。しかし、いずれも全国平均からの差は小さく、ほぼ全国平均と同じととらえております。平成19年度についても同様の状況でした。

続いて、特に課題となっている点ということで、中学校の具体的な問題例を二つ示しております。国語Aの「知識」ですが、「辞書を活用して、漢字が表している意味を正しくとらえることができるかどうかをみる。」ということで、質問の中には、「漢和辞典で『頭』という漢字の意味を調べると、下のように出ていました。『年頭』に使われている『頭』の意味を、次の1から5の中から一つ選びなさい。」という設問で、選択肢として、1は「首から上の部分」、2は「上に立つ者」、3は「はじめ」、4は「動物を数える単位」、5は「ほとり、付近」があります。この問題の東京都の正答率は39.9パーセントでした。誤答では、2を選んだ生徒が47.6パーセントと多くいました。これは、「頭」が、トップに立つ人間ということから類推して「上に立つ者」を選択した生徒が多かったのではないかと分析しております。中学生が使う語彙の範囲は限られておりますので、生徒には、社会生活の中で使われる語句に関心を持たせて、辞書で調べさせる習慣を付けさせて語彙を増やす指導が必要であるとと考えております。

中学校数学の具体例として、「活用」の数学Bでございます。出題の趣旨として、事実に沿って説明した文章が数学的にはどのような意味を持っているのかを問う問題です。富士山登山の計画を立てている理奈さんと憲一さんの会話で、「理奈さん『6合目の気温を調べようとしたけれど、6合目には観測所がないから、気温が分からないよ。』」、「憲一さん『気温は、地上から1万mぐらいまでは、高さが高くなるのにもなって、ほぼ一定の割合で下がるのが知られているよ。』」という設問があ

りますが、これが比例なのか、反比例なのか、一次関数なのか、和は一定であるものなのか、差は一定であるものなのかという選択肢から選ぶ問題です。正答は一次関数ですが、この問題の東京都における正答率は23.0パーセントでした。

比例と反比例を選んだ生徒がそれぞれ28.9パーセントいまして、比例と答えた生徒は、要因としては、「一定の割合」という文言に着目して比例と判断したのだろう、反比例と答えた生徒は、単純に一定の割合で減る、下がることをもって反比例と誤って理解しているのではないかと考えております。なお、変化の割合が一定ならばすべて比例と理解している理解もあり、十分な指導が必要であるという形でまとめさせていただきました。

また、教科に関する調査以外に生活習慣や学習環境等に関する調査も行っております。児童・生徒への質問紙には約75問ありますので、その中で特出すべきものを二つ選んで御紹介申し上げます。

まず、「学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）1日あたりどれくらいの時間、勉強をしますか」と小学生に問うたものです。3時間以上学習している児童が国平均で11.4パーセントですが、東京都の場合は22.7パーセントとなっており、3時間以上学習している児童は全国に比べて2倍であることがわかります。下の表は、学校の授業以外の学習時間と平均正答率の関係を示しており、当然ながら、学習時間が長いほうが平均正答率は高くなっております。

中学生についても同様の質問をしておりますが、中学生の場合は、3時間以上学習している生徒の国平均は10.2パーセント、東京都は12.3パーセントで、都と全国の差は小学校ほど大きく開いていません。いずれにしても、「3時間以上」と答えた生徒の平均正答率が最も高くなっております。

続いて、児童・生徒にした質問のもう一つは、学校のきまり・規則を守っていますかというものです。小学校では、「学校のきまりを守っていますか」という設問に「当てはまる」と答えている児童の国平均が31.6パーセント、東京都では27.8パーセントとなっております。「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」を見ると、国も東京都もほぼ同じくらいではないかと考えております。当然ながら、平均正答率との関係でクロス集計すると、「学校のきまりを守っていますか」に「当てはま

る」と答えた児童の平均正答率が最も高い数値を示しております。

中学生も同様で、国平均と東京都平均はほぼ同一のものとなっております。

こうしたことから、学校の決まり・規則を守っている児童・生徒と平均正答率の関係は、規範意識が高い児童・生徒の平均正答率が高くなっている状況があることと、家庭での学習習慣ができているか、学校で安定して授業が行われているかどうかということが、児童・生徒の学力向上にとって重要な要素の一つであるという裏付けデータになっていると考えております。

ほかに、学校に対する調査を行いました。これは校長から回答をいただいているもので、小学校、中学校において、特に①放課後の利用について、②土曜日の利用について、③長期休業期間の利用ということで、学校が学習サポートを実施しているかという項目です。いわゆる補習・補充授業を行っているかということです。小学校の放課後の利用を除いて、すべての調査項目において全国に比べて東京都の各学校が学力向上のために積極的な取組を行っていることがわかるかと思えます。

以上、調査結果について御説明申し上げましたが、今後、今回の調査の結果、どのような改善をほどこしたらよいかを、それぞれの問いごとに付した報告書を、各学校、区市町村教育委員会に配布し、資料の4（1）、（2）、（3）の取組を進めてまいりたいと考えております。

なお、現在、都内の公立小学校・中学校においては、授業改善推進プランを作成して実施しているところであり、この全国結果についても授業改善推進プランの改善・充実に生かすように働きかけていくものでございます。

説明は以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見がございますか。

**【高坂委員】** この結果は、いろいろな角度から利用していただきたいと思いますが、この学力調査の結果を公開するか、しないかという問題が一つあると思います。もう一つは、このような調査を毎年行うのか、何年かに1回でいいのではないかという議論がありますが、その辺についての教育庁内での考え方は、現在どのようになっていますか。

【指導部長】 公表については、現在、マスコミ等で様々報道されているようですが、国の全国学力・学習状況調査に関する実施要綱において、本調査の実施主体が国であること、区市町村が基本的な参加主体であることにかんがみて、都道府県教育委員会は、域内の市町村及び学校の状況について、個々の市町村名、学校名を明らかにした公表は行わないこととなっております。したがって、東京都教育委員会として、各区市町村の状況をまとめたものを公表することは、この規定からすると課題があると考えざるを得ません。

区市町村教育委員会においても、域内の学校について、個々の学校名を明らかにした公表は行わないとしており、現在、区市町村教育委員会で、学校名を付した形で公表を行うものはありませんが、区市町村内全域にわたっての平均的な正答率は示していこうと計画しているものも含めて14団体以上あると聞いております。

【高坂委員】 秋田県が、公表すると地域で決めて実施するという点について、文部科学省は好ましくないとは言っていますが、やめるようには言っていませんね。

【指導部長】 秋田県の記事については、直近の情報では、秋田県知事の言葉を借りれば、市町村名は出さずに公表すると報じられていることは承知しております。

また、鳥取県もそうした形で情報公開審査請求があったということで、様々な動きがあることについては認識しております。

【高坂委員】 毎年行うのか、何年かおきに実施するのかという点はいかがですか。

【指導部長】 文部科学省は来年度も実施すると聞いておりますが、当然のことながら、国が実施主体であれば、それに即応した形で東京都教育委員会も考えていかなければいけないと考えております。御案内のように、東京都独自の調査も別に行っておりますので、東京都の学力調査と国の学力調査は有用な資料となるし、それを活用するに当たって、様々な授業改善を促す一つの資料になるかと思っておりますので、東京都の調査については次年度も実施していきませんが、国については、今のところは来年度も行うという情報しか入っていません。

【高坂委員】 ある区から、講演をしてほしいという依頼を受け、その依頼のため区の教育長が私に電話してきたとき、私どもの区はレベルが低いので御迷惑をお掛けするかもしれませんとおっしゃっていました。これは儀礼かもしれませんが、事実そ



ういうことを意識している区が東京都の中にあるわけですね。こういうデータがどう  
いう形で利用され、区市町村ごとにどのようにデータを比較しているのかよくわかり  
ませんが、その辺はどうなのでしょう。

【指導部長】 当然のことながら、私どもは、このように一つにまとめた冊子をお  
配りし、指導の一助としていただくように働きかけをしていきますが、区市町村教育  
委員会においても、実はそれぞれの固有の情報を持っております。それを基に区市町  
村全体の授業改善の取組をしようということで、具体的な施策に位置付けている区市  
町村もありますので、その区市町村によって様々な状況があり、全都平均とは違うか  
もしれませんので、具体的な取組は区市町村教育委員会が行っているところでござい  
ます。

【委員長】 それぞれの区市町村は、自分のところの成績と全都の平均成績を比べ  
ることはできるわけですね。

【指導部長】 できます。

【委員長】 それで今のような発言が出てくるということだと思います。

質問ですが、前回、説明がありましたが、東京都内の公立小学校から私立中学校へ  
はどのくらい進学していますか。

【教育長】 比率として17パーセントくらいだったと思います。

【委員長】 東京都の小学校は、全国平均と比較するとかなり成績がいいのですが、  
中学校になるとその差がほとんどなくなってくるというのは、成績の良い生徒が私立  
中学校へ進学しているという影響が出ているようですね。算数、数学がこれだけ逆転  
しているので、その影響は大きいと思います。その辺は今後の課題です。小学校では  
かなり優位にありますが、中学校になるとそれがなくなってくるということですから、  
やはり授業指導のようなことを相当しっかり行わなければいけないということだと思  
います。

【高坂委員】 今まで東京都の高等学校改革は随分進んできましたね。目的別に  
様々な学科の高等学校をつくってきました。内館委員の御意見では、中堅校が問題だ  
ということで、それは今後考えなければいけないと思いますが、そういう意味で、公  
立中学校の学力向上をどうするかということは、もちろんこれは各自治体で考えるこ

とでしょうが、東京都として全体にどのように位置付けていくのか。小学校は学区制に戻すという意見も出ているようです。しかし、中学校の場合は少し幅が広がります。いろいろな形の試行錯誤をしていますが、公立中学校の実力を上げるためにはどうすればいいのかということ、こういう数字が現に出ているわけですから、各区市町村の意見も踏まえて、そのところは考えるべきだと思います。

【指導部長】 学習につまずきのある児童・生徒に対する対策を講ずるとともに、今お話がありましたように、成績上位の児童・生徒を更に伸ばしていく取組も行っていかなければいけないことは、私どもも基本的な認識は同じでございます、トータルな形で考えていかなければいけないと考えているところでございます。

先ほど委員長からお話がありましたが、東京都の中学校の場合、秋田県や福井県と比べると平均正答率が低い生徒が多いです。そうした正答率が低い、つまずきが多くある児童・生徒を何とかしていくことによって、恐らく、東京都の平均正答率も相当上がってくると考えておりますが、高坂委員からの御指摘にもありましたように、できる児童・生徒をより一層伸ばすことも大切な施策になっていくと思いますので、鋭意検討して実現していきたいと考えております。

【高坂委員】 和田中学校がいいとは言いませんが、あのようマスコミで話題になった指導方法や、東京都教育委員会や各地域の教育委員会が苦勞されて考えておられる指導方法など、そうしたことも調べて、良いところは取り入れ、問題があるところは避けていくことも、区市町村教育委員会とよく相談していただいて、是非御検討いただきたいと思います。

【委員長】 不登校、いじめ、校内暴力など、子供たちの問題行動も中学生になると急に増えます。15歳という年齢は、世界的にも一番教育しにくいというのが定説になっています。高坂委員がおっしゃったように、我が国の教育の最大の問題は、中学校の生徒をどうするかということです。その意味で、中学校レベルで授業改善などに特に積極的に取り組む必要があるのではないかと思います。よろしく申し上げます。

本件についてはよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。本件についても報告として承りました。

## 参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

10月23日(木) 午前10時 教育委員会室

11月13日(木) 午前10時 教育委員会室

【委員長】 今後の日程について、政策担当課長、お願いいたします。

【政策担当課長】 次回の定例教育委員会の日程ですが、10月23日木曜日に予定しております。次々回は11月13日木曜日です。ともに午前10時から教育委員会室にて予定しております。

以上です。

【委員長】 よろしくお願いいたします。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——。

それでは、非公開の審議に入ります。

(午前11時13分)